

経営所得安定対策等実施要綱

**平成18年7月
農 林 水 産 省**

目 次

基本認識	・ ・ 1
1．品目横断的経営安定対策	・ ・ 2
2．米政策改革推進対策	・ ・ 5
3．農地・水・環境保全向上対策	・ ・ 9
4．さとうきび・でん粉原料用かんしょ等に係る支援方策等	・ ・ 13
別紙 1 品目横断的経営安定対策等の導入について	・ ・ 18
別紙 2 19年度以降の品目横断的経営安定対策の概要	・ ・ 19
別紙 3 毎年の生産量・品質に基づく支払の品質区分別単価	・ ・ 20
別紙 4 米政策改革推進対策の見直し	・ ・ 21
別紙 5 新たな産地づくり対策の概要	・ ・ 22
別紙 6 新たな需給調整システムの概要	・ ・ 23
別紙 7 農地・水・環境保全向上対策の概要	・ ・ 24
別紙 8 19年度以降のさとうきび・でん粉原料用 かんしょの経営安定対策の支援水準等について	・ ・ 25
別紙 9 国産バイオ燃料の導入の支援	・ ・ 26

基本認識

平成１７年１０月２７日に決定された経営所得安定対策等大綱（以下「大綱」という。）において、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策という一連の政策改革について、対策の基本的骨格を示した。

これらの対策を平成１９年産から導入するため、品目横断的経営安定対策については、先の国会で担い手経営安定新法が成立し制度的な枠組が整備されたところであるが、その他の対策も含め、予算の裏打ちのある支援単価や事業規模等を具体化していく必要がある。その際には、今後とも品目別の対策として講ずることとしているさとうきび・でん粉原料用かんしょ対策についても、これまでの経緯も踏まえ一体的に具体化することが適切である。

こうした観点から、この経営所得安定対策等実施要綱（以下「要綱」という。）は、大綱で決定した事項を実地に移すに当たり、必要な予算措置や運用等を明らかにするため、取りまとめ、決定したものである。その際、政府・団体が一体となって行ってきた担い手の育成・確保運動の成果や現場における声を十分踏まえたものとなるよう留意した。

この要綱の決定を受け、平成１９年度概算要求にその内容を反映していくのはもちろんであるが、秋には品目横断的経営安定対策への一部の加入手続きが開始されることを控え、制度の現場への十分な徹底や事務処理体制の整備・点検など、最終準備に万全を期することとする。

1. 品目横断的経営安定対策

1 趣旨

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

具体的には、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の減少が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策を実施する。

2 仕組み

(1) 諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策

① 加入対象者

担い手への施策の集中化・重点化を図る観点から、加入対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ・ 認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件^(注1)を満たす組織であること

(注1)「特定農業団体と同様の要件」とは、特定農業団体が満たすこととされている以下の要件とする。

- ア) 地域の農用地の2／3以上の利用の集積を目標とすること
- イ) 組織の規約を作成すること
- ウ) 組織の経理を一括して行うこと
- エ) 中心となる者の農業所得の目標を定めること
- オ) 農業生産法人化計画を有すること

このうち、アの2／3については、経過措置として、当分の間、地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、1／2とする。

- ・ 一定規模以上の水田又は畑作経営を行っているものであること

「一定規模」とは、

ア) 認定農業者にあつては、北海道で10ha、都府県で4ha

イ) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあつては、20ha

とし^(注2)、制度開始後は、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。

ただし、この規模については、都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができる。

具体的には、

ア) 物理的制約から規模拡大が困難な地域に限定し、基本原則の概ね8割の範囲内(中山間地域にあっては、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については5割の範囲内)で緩和可能とする。

イ) 地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、20ha×生産調整率(7haを下限)の範囲内(中山間地域にあっては、20ha×生産調整率×5/8(4haを下限)の範囲内)で緩和可能とする。

ウ) 対象品目を経営上の重要な構成要因としつつ、有機栽培、複合経営等により相当水準の所得を確保している経営^(注3)については、事情に応じて個別に認定する。

なお、上記の要件により難しい特別な事情がある場合においては、都道府県知事は、その経営を施策の対象としなければならない合理的な理由を付して、対象者とすることを要請することができることとする(都道府県知事からの要請内容については公表)。

(注2) 面積は、対象者が権原を有する農地基本台帳の現況地目「田」と「畑」の面積の合計(特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあっては、組織の構成員が権原を有する「田」と「畑」の面積の合計(一元経理の対象外の面積を除く))とする。また、主な基幹作業(水稻においては基幹3作業以上)を受託し、収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している面積も含む。

(注3) 市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象品目(米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)の収入、所得または経営規模が当該農業経営の農業収入、所得または経営規模の概ね1/3以上である場合。

- ・ 対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守するものであること

② 対象品目

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょとする。

③ 具体的内容

②の対象品目について、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、担い手の生産コストと販売収入の差額^(注4)に着目して、各経営体の過去の生産実績(平成16年産～18年産の現行対策における支援対象数量を面積に換算)に基づく支払い^(注5・6)と各年の生産量・品質に基づく支払い^(注7)を行う。

④ 面積単価・数量単価

小 麦	面積単価	27,740円/10a
	数量単価	2,110円/60kg(Aランク・1等)
大 豆	面積単価	20,230円/10a
	数量単価	2,736円/60kg(2等)
てん菜	面積単価	28,910円/10a
	数量単価	2,150円/トン(糖度17.1度)
でん粉原料用ばれいしょ	面積単価	37,030円/10a
	数量単価	3,650円/トン(でん粉含有率17.4%)

(参考) 支援水準^(注8)

小 麦	40,400円/10a(6,250円/60kg) ^(注9・10)
大 豆	28,900円/10a(8,540円/60kg)
てん菜	41,300円/10a(7,170円/トン)
でん粉原料用ばれいしょ	52,900円/10a(12,160円/トン)

※ ()内の数値は、単価の算定に用いた平均的単収で数量ベースに換算した場合

- (注4) 主産地の一定規模以上の農家の全算入生産費と平均販売収入額との差額を措置。
 (注5) 単価は地域ごとの単収の違いを反映し、地域別に設定する。
 (注6) 施策導入時まで又は導入後において、対象者の規模が拡大(縮小)した場合及び対象者となる集落営農組織が育成された場合には、規模拡大(縮小)や組織化の状況に応じて「過去の生産実績に基づく支払」の交付額を修正するものとする。
 (注7) 数量単価は、農業者の経営の安定化を図る観点から、当面3ヶ年間固定するものとし、その間、実需者ニーズに応じた品質の確保、生産性の向上等の状況を十分検証する。
 (注8) 支援水準は、面積単価と数量単価(標準的な品質の場合)をあわせた場合に措置される水準である。
 (注9) 小麦の支援水準については、これまで当面の措置として政府が負担してきた流通コスト助成のうち、実需者の負担相当額を平均販売収入額から控除し算定している。
 (注10) 大麦、はだか麦の支援水準は、小麦の支援水準に、旧麦作経営安定資金における小麦の10a当たり単価に対する大麦、はだか麦それぞれの単価を反映させることによって設定する。

(2) 収入の減少による影響の緩和のための対策

- ① 加入対象者
(1)と同じとする。
- ② 対象品目
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょとする。
- ③ 具体的内容
②の対象品目ごとの当該年の収入^(注11)と、基準期間(過去5年中の最高年と最低年を除いた3年)の平均収入^(注11)との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんする(農業災害補償制度による補償との重複を排除する)。
積立金^(注12)は、政府3：生産者1の割合で、拠出する。
(注11) 都道府県ごとに捉えるものとする。
(注12) 対象品目ごとの基準期間の平均収入の10%の減収に対応しうる額とする。

(3) 担い手育成・確保総合対策(過去の生産実績がない案件等への対応を含む)

担い手育成・確保の加速を図るため、認定農業者・集落営農組織に対する支援の一層の充実や金融を含む新たな支援方法の導入、農地の面的集積の更なる促進による総合的な支援を講ずるほか、加入対象者の経営発展や新規参入等を促進するため、需要に応じた生産や経営革新の取組を伴いつつ、経営規模の拡大や生産調整の強化への対応などを行う者に対し経営安定が可能となる水準の支援を行う。

(4) 19年産事業規模^(注13)

- | | |
|---------------------|------------|
| 1, 880億円程度 | |
| (1)の対策 | 1, 400億円程度 |
| (2)の対策 | 300億円程度 |
| (3)の対策 | 180億円程度 |
| うち過去の生産実績がない案件等への対応 | 70億円程度 |

(注13) 事業規模の根拠となる品目横断的経営安定対策の対象面積シェアは、最新の統計データに基づき、水稻50%、麦86%、大豆89%、てん菜98%、でん粉原料用ばれいしょ99%と見込んだ。

(注14) 交付金の申請等の手続きについては、加入対象者の利便性を図る観点から、代理申請等が行えるような仕組みとし、申請等が円滑・効率的に進むよう、必要な措置を講ずる。

3 計上先

品目別の各種財源を一括経理するため、本対策に関連する食糧管理特別会計と農業経営基盤強化措置特別会計の統合を行う。

2. 米政策改革推進対策

1 趣旨

- (1) 米については、平成14年12月に、平成22年度における「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。
- (2) こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。
- (3) また、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとする。この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。
- (4) さらに、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムの定着が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進める。

2 平成19年度からの国の支援策

米政策改革を推進するための対策については、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

(1) 産地づくり対策の見直し

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講じる。

本対策の実施期間は、平成19年度から21年度までの3ヶ年とする。

- ① 産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

(ア) 産地づくり交付金

- ・ 所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により用途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続。
- ・ 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するとともに、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進。

(イ) 新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、当面の措置として、都道府県段階の判断により、用途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進。

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

また、(イ)の一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分の見直しを行うものとする。

- ② 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計により、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）（稲作構造改革促進交付金）を行えるよう措置する。

- ・ 一般部分 (4,000円/10a)
- ・ 担い手集積加算部分 (3,000円/10a)
- ・ 対象面積については、過去の稲得加入面積から品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。

その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

(2) 集荷円滑化対策の実効性の確保

集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

- ・ 生産者の抛出を産地づくり対策の交付要件とする。
- ・ 対策加入の促進に向け、18年度以降の生産者抛出金について、生産者支援金（4,000円／60kg）に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- ・ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資（3,000円／60kg）の対象を弾力化する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稲作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

(3) 水田の利活用対策等

① 耕畜連携水田活用対策

飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対する支援を措置する。

② 過去の生産実績がない案件等への対応（再掲（1.の2の(3)））

(4) 19年産事業規模

1,850億円程度

(1)の①の対策 1,480億円程度（対策期間中一定とする。）

（うち（ア）1,330億円程度（イ）150億円程度）

②の対策 290億円程度

（20年産270億円程度 21年産220億円程度）

（うち生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分50億円程度

（20年産45億円程度 21年産40億円程度））

(2)の対策 26億円程度

(3)の①の対策 50億円程度

（別紙4のとおり）

3 新たな需給調整システム

(1) システムの考え方

- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② J A等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJ A等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該J A等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJ A等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

(2) 都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方

新たな需給調整システムへの移行後、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とする（本年秋から適用）。

- ① 各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定
- ② 豊作その他の要因により各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除
- ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

(3) システムの概要

別紙6のとおり

3. 農地・水・環境保全向上対策

1 趣旨

- (1) 農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的・安定的な農業構造の確立と併せて、基盤となる農地・水・環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。
- (2) このような中、農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要となっている。
- (3) また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。
- (4) これらを踏まえ、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施する。
- (5) 本対策は、力強い農業構造の確立、効率的な農業生産を目指す経営安定対策と「車の両輪」をなし、
 - ・ 国民の価値観の変化、新たな要請に応えることにより、その理解と納得を得つつ、
 - ・ 社会共通資本としての農地・農業用水等の資源、更にはその上で営まれる営農活動を一体として、その質を高めながら将来にわたり保全するものであり、地域振興対策として位置付けられるものである。

2 施策の仕組み

地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な営農活動と、これらの活動の質をさらにステップアップさせるための取組をともに協定に位置付け、地域住民を始めとする多様な主体の参画を得てこれらを総合的・一体的に実施する活動を支援する。

本対策の実施期間は、平成19年度から23年度までの5ヶ年間とする。

(1) 共同活動への支援

- ア. 食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である農地・農業用水等の資源を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を図るため、
- ・ 集落など一定のまとまりを持った地域において、農業者だけでなく地域住民等の多様な主体が参画する活動組織を設置し、
 - ・ 活動組織の構成員が取り組む行為を協定により明確化した一定以上の効果の高い保全活動（現状の維持にとどまらず、改善や質的向上を図る活動）を実施する場合に一定の支援（基礎支援）を行う。

イ. 「基礎支援」は、

- ・ 地域の農地面積に応じて活動組織に交付。
 - ・ 支援の要件は、具体的な活動を列挙した「地域活動指針」^(注1)を基礎に設定。
- (注1) 地域活動指針は、地域協議会（都道府県、市町村、関係団体等で構成）が策定することとし、国が示した標準的な指針、及び都道府県が示した方針に従い、地域の特性を踏まえた独自の活動項目を追加したものである。

ウ. 支援水準^(注2)

「基礎支援」についての国の支援額は、国、地方、農業者等の役割分担を踏まえ、10a当たり単価を次のとおりとする。

(注2) 支援水準は、水路や農道等の施設の泥上げ、草刈り、点検といった資源の適切な保全管理に必要な基準的な共同作業量を、全国調査を基に算定

10a当たり単価

- ・ 水田（都府県）： 2, 200円／10a
- ・ 水田（北海道）： 1, 700円／10a
- ・ 畑（都府県）： 1, 400円／10a
- ・ 畑（北海道）： 600円／10a
- ・ 草地（都府県）： 200円／10a
- ・ 草地（北海道）： 100円／10a

エ. 地域の実情を踏まえ、地方裁量を認めることとし、地域活動指針における活動項目の一部実施を活動面積の拡大に振り替えることができるものとし、支援総額を変更することなく活動対象面積を2倍までの範囲内で拡大することができることとする。

オ. 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等対象農用地については、追加の要件を付して「基礎支援」の対象とすることができる。

(2) 営農活動への支援

ア. 対象地域

「基礎支援」の実施地域であって、計画等に基づき地域として環境保全に取り組む地域

イ. 対象とする活動

農業が本来有する自然循環機能の維持・増進により、環境負荷の大幅な低減を推進するとともに、地域農業の振興にも資するため、活動組織内の農業者が協定に基づき、

- ① 環境負荷低減に向けた取組を共同で行った上で、
- ② 地域で相当程度のまとまりを持って、持続性の高い農業生産方式^(注3)の導入による化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組を実践する場合に一定の支援（①に対する営農基礎活動支援、②に対する先進的営農支援）を行う。

(注3) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の低減技術を組み合わせて行う生産方式

- 「地域で相当程度のまとまり」とは、以下のいずれかの場合とし、取組の実態に応じて選択できるものとする。
- ① 各作物ごとにみて、集落等の生産者のおおむね5割以上が取り組む場合
 - ② 作物全体でみて、集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上が取り組む場合
- 「化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減等の先進的な取組」とは、以下のいずれかの取組とする。
- ① 化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行から原則5割以上低減する技術導入（作物ごとに現行の代替技術により低減可能な水準を考慮して設定）
 - ② 化学肥料・化学合成農薬の大幅使用低減に相当する環境保全に資する先進的な取組

ウ．支援の内容

① 先進的営農支援

- ・ 先進的な取組に必要な技術の導入に係るコスト増といった掛増しの経費を基礎とし、持続農業法に基づく生産方式の導入計画（エコファーマー）の認定期間について、取組面積に応じて活動組織に交付（先進的な取組を行った農業者への配分も可）。
- ・ 先進的な取組に対する国の支援額^(注4)は、国や地方の役割分担のほか、農業者の自助努力を踏まえ次のとおりとする。

（注4）支援水準は、化学肥料や化学合成農薬の5割低減等を実施している農家の経営を調査し、技術の掛かり増し経費を基に算定。

10a当たり単価

・ 水稻	3,000円／10a
・ 麦・豆類	1,500円／10a
・ いも・根菜類	3,000円／10a
・ 葉茎菜類	5,000円／10a
・ 果菜類・果実的野菜	9,000円／10a
〔施設で生産されるトマト、きゅうり、 なす、ピーマン、いちご〕	20,000円／10a
・ 果樹・茶	6,000円／10a
・ 花き	5,000円／10a
・ 上記区分に該当しない作物	1,500円／10a

② 営農基礎活動支援

農業者が共同で行う環境負荷低減に向けた取組に対する一定の活動経費を活動組織に交付。国の支援額は、技術の実証・普及、土壌・生物等の調査分析等活動経費を対象として、1地区当たり10万円。

(3) 地域の取組の更なるステップアップへの支援

ア. これらの地域の活動を促進・補強し、更にステップアップさせるため、協定に基づき地域においてより高度な取組を実践した場合に一定の支援を行う。

イ. 「促進費」の交付

- ・ 取組の地域への広がりや質の向上といったステップアップを誘導するため、地域を単位に「促進費」を活動組織に交付。
- ・ 「促進費」は、一定水準以上の高度な資源の保全活動、質の高い農村環境保全活動などの取組が行われる場合に、取組の水準に応じて交付。国の促進費の交付額は、国や地方の役割分担、農業者等の自助努力を踏まえ、次のとおりとする。

・ 交付額（1 活動組織当たり）

取組水準に応じて 10 万円／地区、20 万円／地区

ウ. 特に先進的な取組を行う地域を評価することにより展示的效果を引き出す観点から、先進的な取組の評価を行い、広く全国に紹介する。

(4) 事業規模

300 億円程度

うち共同活動支援

270 億円程度

うちステップアップ支援

10 億円程度

うち営農活動支援

30 億円程度

4. さとうきび・でん粉原料用かんしょ等に係る支援方策等

1 趣旨

さとうきび及びでん粉原料用かんしょは、台風等の常襲地帯であり、代替作物に乏しい自然条件下にある沖縄県及び鹿児島県における基幹作物であり、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な地位を占めることを踏まえ、品質の良いものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、平成19年産から諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策を実施する。

また、加工しなければ市場性を持たないという甘味資源作物及びでん粉原料用いもの品目特性や地域経済に占める重要性等を踏まえ、最大限の合理化が実施されることを前提として、製造事業者に対しても、加工段階における諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するための対策を実施する。

2 さとうきび及びでん粉原料用かんしょの生産者に対する支援の仕組み

① 対象者

安定的な生産体制の確立を図る観点から、以下の全ての要件を満たす者とする。

(i) 以下のいずれかの要件を満たす者であること

ただし、これらの要件については、制度開始後は構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。

ア 認定農業者、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織であること

イ 収穫作業に関し、一定の作業規模^(注1)を有する者^(注2)であること

ウ 収穫作業に関し、一定の作業規模^(注1)を有する共同利用組織^(注2)に参加している者であること

エ ア若しくはイの要件を満たす者又は収穫作業に関し、一定の作業規模^(注1)を有する受託組織^(注2)若しくはサービス事業体に基幹作業^(注3)を委託している者であること

(ii) ・さとうきびにあっては、地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた取組計画を作成しているものであること

・でん粉原料用かんしょにあっては、でん粉製造事業者との契約栽培を行っているものであること

(iii) 国が定める環境規範を遵守するものであること

ただし、(i)の要件については、県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができる。

具体的には、受託組織等が存在しない地域においては、3年間(19年度から21年度まで)に限って、さとうきびにあっては地域のさとうきび生産農家の2分の1以上が参加して、でん粉原料用かんしょにあっては地域のでん粉原料用かんしょ生産農家の2分の1以上が参加して、地域の受託組織等の生産体制の核となる担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を対象とすることができることとする。

(注1) 一定の作業規模については、さとうきびにあっては個人で1ヘクタール、組織で4.5ヘクタール、でん粉原料用かんしょにあっては個人で0.5ヘクタール、組織で3.5ヘクタールとする。

作業規模に算入する面積については、経営面積（権限を有する農地であって収穫作業を自ら行っている面積）のほか、収穫作業の受託面積（共同利用組織にあっては収穫作業に係る共同利用面積を含む。）を含む。

(注2) 組織にあっては、特定されたオペレーターにより基幹作業が実施されているものに限る。

(注3) 基幹作業とは、さとうきびにあっては耕起・整地、株出管理、植付け、収穫のうち、当分の間はいずれか1作業、でん粉原料用かんしょにあっては育苗、耕起・整地、畝立て・マルチ、植付け、収穫のうち、当分の間はいずれか1作業とする。

② 具体的内容

市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、生産コストと生産物の販売額との差額（注4）に着目して、各年の生産量・品質（糖度等）に基づく支払いを行う。

(注4) 一定規模以上の農家の全算入生産費と販売額との差額を措置

(注5) 零細な生産構造を踏まえ、生産構造の転換が十分に進展するまでの間は、過去の生産実績に基づく支払いは実施しない。

(注6) 収入の減少による影響の緩和のための対策については、販売価格の変動が経営に与える影響が軽微であると見込まれること等から実施しない。

(注7) 交付金の申請等の手続きについては、対象者の利便性を図る観点から、代理申請等が行えるような仕組みとし、申請等が円滑・効率的に進むよう、必要な措置を講ずる。

③ 19年産交付金単価

さとうきび 16,320円/トン

(注8) 上記の単価は、糖度13.1度以上14.3度以下のものの単価であり、糖度が13.1度に満たないものの単価は糖度0.1度下回るとに100円/トン差し引いた額、14.3度を超えるものの単価は糖度0.1度上回るとに100円/トンを加えた額とする。なお、糖度格差については、今後、品質向上のインセンティブがより働く方向で見直すことを検討するものとする。

でん粉原料用かんしょ 25,960円/トン

(注9) 上記の単価は、でん粉歩留り等により品種を4つのグループに分類した場合の生産の大宗を占める鹿児島県産でん粉専用品種の属するグループの単価であり、その他の3つのグループの単価は、上記の単価から1,810円/トン、6,110円/トン、10,410円/トンを差し引いた額とする。

(注10) 交付金単価は、当面3カ年間固定するものとする。

3 製造事業者に対する支援の仕組み

① 具体的内容

市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、製造コストと製造事業者の収入額との差額（注11・12）に着目して、各年の供給量に基づく支払いを行う。

（注11）国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金単価の算定方式は以下のとおり。

- ① 交付金単価は、標準的な製造経費から、国内産製品の販売価格から標準的な原料代を差し引いた額（＝製造事業者の収入額）を差し引いて算定する。
- ② 標準的な製造経費は、20～21年度においては、19年度の製造経費に過去の合理化状況に基づき算定した品目ごとの合理化係数（てん菜糖：1.01%、甘しゅ糖：0.46%、ばれいしょでん粉：0.38%、かんしょでん粉：0.36%）を経過年数に応じて乗ずることにより算定する。
- ③ 国内産製品の販売価格は、前年度の平均（でん粉については新制度移行時は移行時における価格）とする。
- ④ 標準的な原料代は、前年度の額（でん粉については新制度移行時には移行時における額）とし、生産者との約定における標準的な算定方法（収入分配方式）により算定する。

（注12）甘しゅ糖の国内産糖交付金単価は、島ごとの製造事情の違いを踏まえて措置する。

（注13）製造事業者の計画的・安定的な経営を確保するため、標準的な製造経費については、19年度から21年度までの3カ年分を、（注11）の②の方法により決定するものとする。

② 19年度国内産糖・国内産いもでん粉の標準的な製造経費

てん菜糖	標準的な製造経費	55,418円／トン
	交付金単価	20,821円／トン
甘しゅ糖	標準的な製造経費	86,382円／トン
	交付金単価	64,052円／トン
ばれいしょでん粉	標準的な製造経費	24,052円／トン
	交付金単価	18,140円／トン
かんしょでん粉	標準的な製造経費	39,937円／トン
	交付金単価	31,210円／トン

（注14）交付金単価は、18年7月時点での国内産製品の販売価格（いもでん粉は推定販売価格）を用いて算定した試算値であり、19年度から21年度までに適用される交付金単価は、毎年9月に国内産製品の販売価格を基に算定する。

（注15）新制度への円滑な移行を図るため、気象災害が発生した場合の製造事業者の経営の安定及び国内産いもでん粉の高付加価値化による販路確保のための取組に対する支援措置を講ずる。

4 国産いもでん粉の販路確保

抱合せの廃止に当たっては、国産いもでん粉の販路の確保が重要な課題であることにかんがみ、でん粉の需給に関する協議会を設置し、的確な需給見通しを立てるとともに、関税割当制度の適切な運用により、国産いもでん粉の販路の確保に万全を期すものとする。

5 18年産国内産糖交付金単価及びでん粉買入基準価格（現行制度におけるもの）

① 18年産国内産糖交付金単価

	18年産	17年産
(てん菜糖) 国内産糖交付金単価	62,514円／トン	75,464円／トン
(甘じゃ糖) 国内産糖交付金単価 鹿児島産	186,822円／トン	196,259円／トン
沖縄産	186,472円／トン	195,909円／トン
(参考) 輸入糖機構売戻価格	(17砂糖年度) 78,138円／トン	(16砂糖年度) 67,625円／トン

② 18年産でん粉買入基準価格

	18年産	17年産
ばれいしょでん粉買入 基準価格	106,932円／トン	107,174円／トン
かんしょでん粉買入基 準価格	137,511円／トン	137,704円／トン

6 その他（バイオ燃料の利用促進）

（１）趣旨

バイオマス・ニッポン総合戦略（平成１８年３月３１日閣議決定）において、国産バイオ燃料の利用促進を図ることとされたが、我が国においては、小規模な実証試験の段階にとどまっており、実用化に向けた道筋を描くことが課題となっている。このため、バイオ燃料の地域利用モデルの整備と製造工程の技術実証を行う。

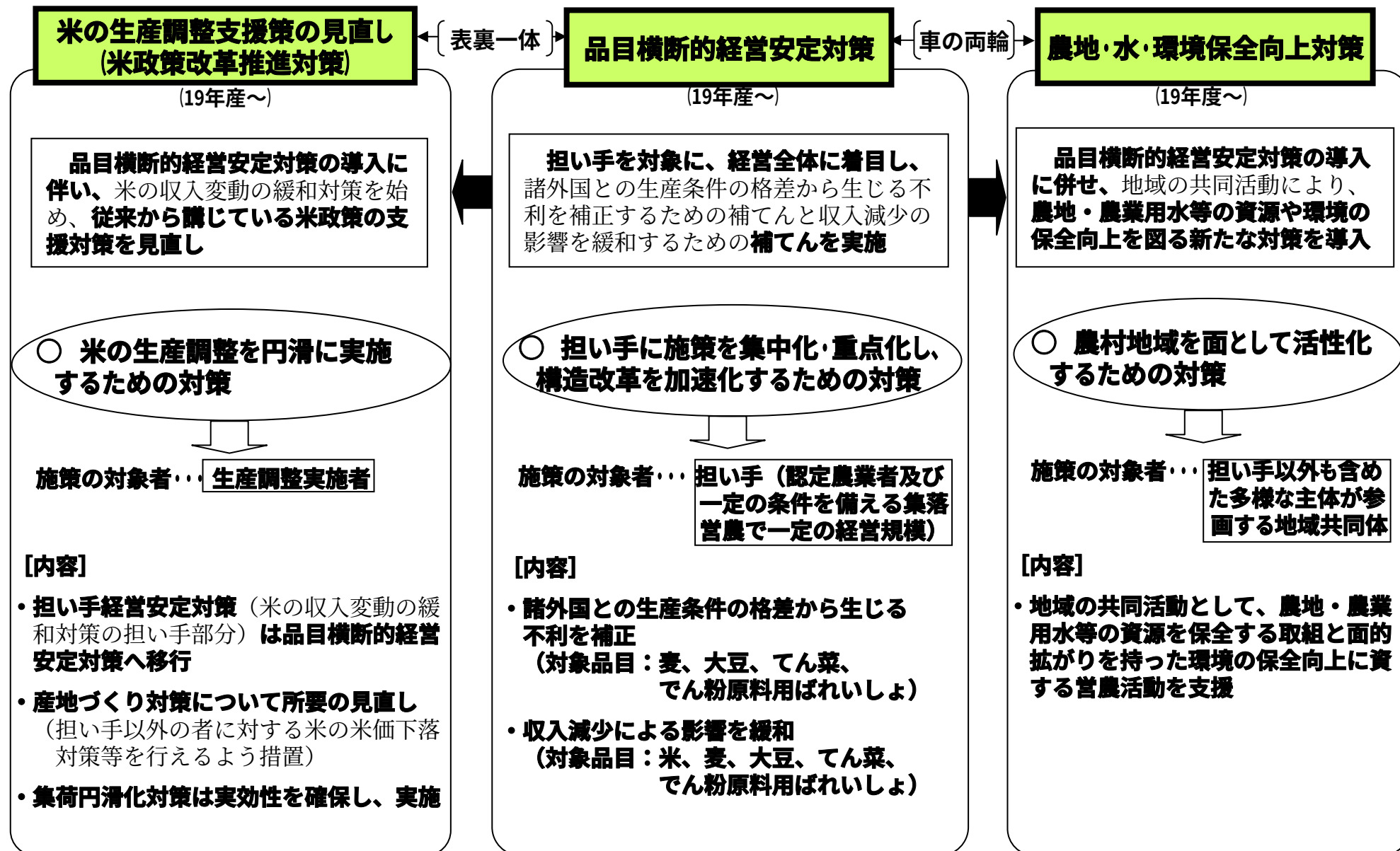
（２）内容

食料生産過程の副産物、規格外農産物等を活用するバイオ燃料製造・供給施設を用いた地域利用モデル事業を行うとともに、将来を展望したバイオ燃料製造工程の高効率化を図るための技術実証を行う。

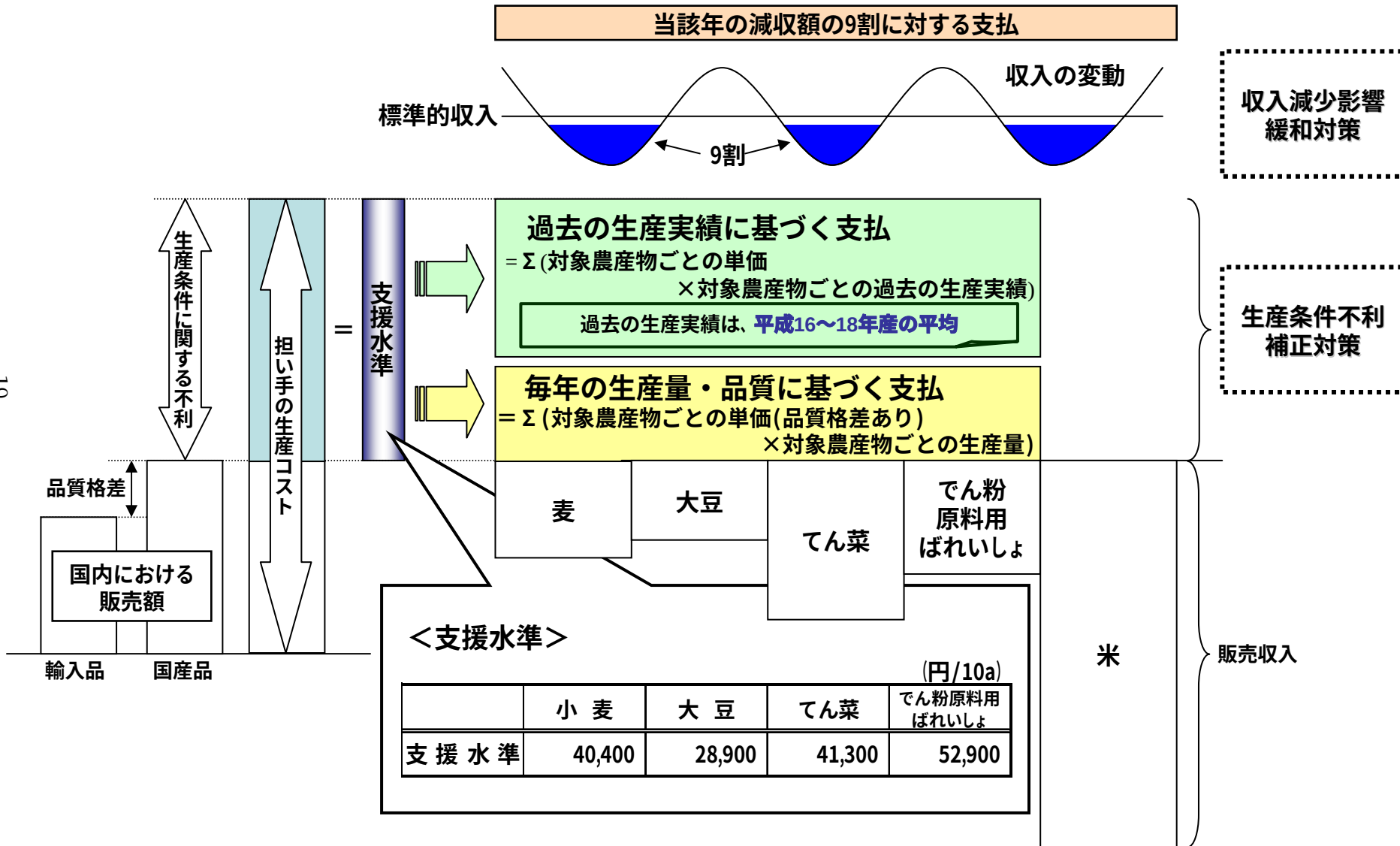
（３）事業規模

１００億円程度

品目横断的経営安定対策等の導入について



19年度以降の品目横断的経営安定対策の概要



毎年の生産量・品質に基づく支払の品質区分別単価

＜小麦＞

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
単 価	2,110	1,610	1,460	1,402	950	450	300	242

注1: 品質区分については、たんばく、容積重、灰分、フォーリングナンバーの4つ評価項目の基準値のうち、3つ以上達成したものがAランク、2つ達成でBランク、1つ達成でCランク、全て未達成でDランクとなる。

注2: 品質区分別単価は、昨年の畑作物価格時に見直すことが決定された品質評価基準の見直し及び流通コスト助成の廃止に伴う調整を反映し設定。

＜大豆＞

(円/60kg)

品質区分 (等級)	銘柄等大豆				小粒化等大豆
	1等	2等	3等	特定加工用	1～3等
単 価	3,168	2,736	2,304	1,872	1,872

注1: 銘柄等大豆の「等」とは、産地品種銘柄となっていない品種であるが、新品種として導入中のもの又は特定の需要者との結びつきが認められるもの。

注2: 昨年の畑作物価格時に19年産に向け引続き検討とされていた小粒化等大豆(大・中粒品種のうち、生育不良で小粒化したもの(小粒・極小粒品種のうち、規格の粒度を超えたこと等により、産地品種銘柄とならなかったものを含む))の取扱については、品質改善の取組を助長する観点から、特定加工用については生産量・品質に基づく支払の対象から除外。

＜てん菜＞

(円/トン)

品質区分 (糖度)	← (0.1度ごと)	17.1度	→ (0.1度ごと)
単 価	▲ 67	2,150	+ 67

＜でん粉原料用ばれいしょ＞

(円/トン)

品質区分 (でん粉含有率)	← (0.1%ごと)	17.4%	→ (0.1%ごと)
単 価	▲ 70	3,650	+ 70

注: でん粉含有率は、ライマン価検査の値を純でん粉ベース(歩留りに0.82を乗じる)に補正したもの。

○ 米政策改革推進対策の見直し

現 行

見直し後

◎ 産地づくり対策

○産地づくり交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進 (担い手の育成)

特別調整促進加算 (超過達成 等)

○麦・大豆品質向上対策

○耕畜連携推進対策

○畑地化推進対策

◎ 稲作所得基盤確保対策

[米価下落の一部を補てんする]

◎ 担い手経営安定対策

[一定の要件を満たす担い手を対象にした稲得の上乗せ]

◎ 集荷円滑化対策

[豊作による過剰米を区分出荷・保管]

当面の措置

新たな産地づくり対策 (平成19年度～平成21年度)

○産地づくり交付金及び稲作構造改革促進交付金

メニュー

- ・米の生産調整の推進
- ・水田を活用した作物の産地づくり
- ・水田農業構造改革の推進 (担い手の育成)
- ・米の価格下落等に応じた支払い (品目横断的経営安定対策加入者は対象から除く) ※

新需給調整システム定着交付金
特別調整促進加算を見直し

※従来の産地づくり交付金部分と積算を分けて提示

米価下落対策の基本的な仕組み (稲作構造改革促進交付金)

- ・面積による定額払いとし、生産者拠出金を廃止。価格変動方式ではなく、固定方式を基本としての支払 (ただし、経営安定対策による補てんの範囲内)
- ・交付単価について、担い手への集積に取り組む場合の加算を設けた二階建て
- ・交付面積は担い手の育成・増加の見通し等を踏まえて、期間中に漸減するようあらかじめセットし、経営安定対策への移行を誘導

注) 水田の利活用対策として、産地づくり対策とは別途に

- ・耕畜連携水田活用対策
- ・水田における過去の生産実績がない案件等への対応 (再掲) を実施

(品目横断的経営安定対策へ移行)

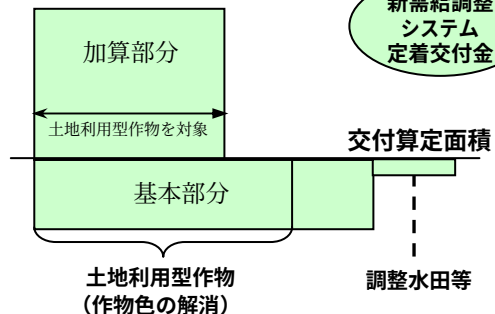
(その実効性を確保し、実施)

新たな産地づくり対策の概要

○ 産地づくり交付金

〔地域への交付金の算定の考え方〕

交付算定単価



〔創意工夫のさらなる発揮、努力する地域を重点支援〕

- 地域の創意工夫により用途や単価を設定する仕組みを継続
- 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底
- 担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進

- 所要額の算定に用いる単価については、地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するため、作物区分を大括り化。加算部分については、麦、大豆、飼料作物、そば等の土地利用型作物を対象とし、地域の取組を意欲的に見込む。

- 交付金の都道府県別配分については、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて努力する地域を支援するとともに、交付金のより効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて実施。

- 新たな需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、従来の特別調整促進加算を見直し、当面の措置として「新需給調整システム定着交付金」を措置。

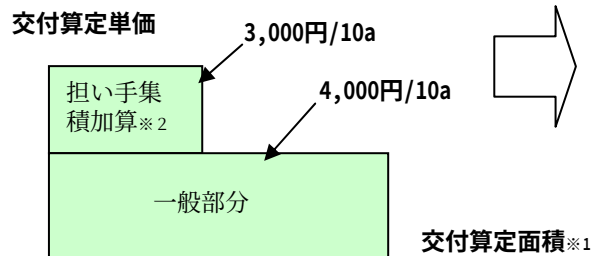
・支援対象：①超過達成、②地域振興作物（麦・大豆・飼料作物も対象）、③その他の意欲的な生産調整の取組

・一定部分について、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ、毎年都道府県別配分を見直し

○ 稲作構造改革促進交付金

〔地域への交付金の算定の考え方〕

交付算定単価



〔地域の創意工夫〕

地域はガイドラインの下で、本交付金をあらかじめ、

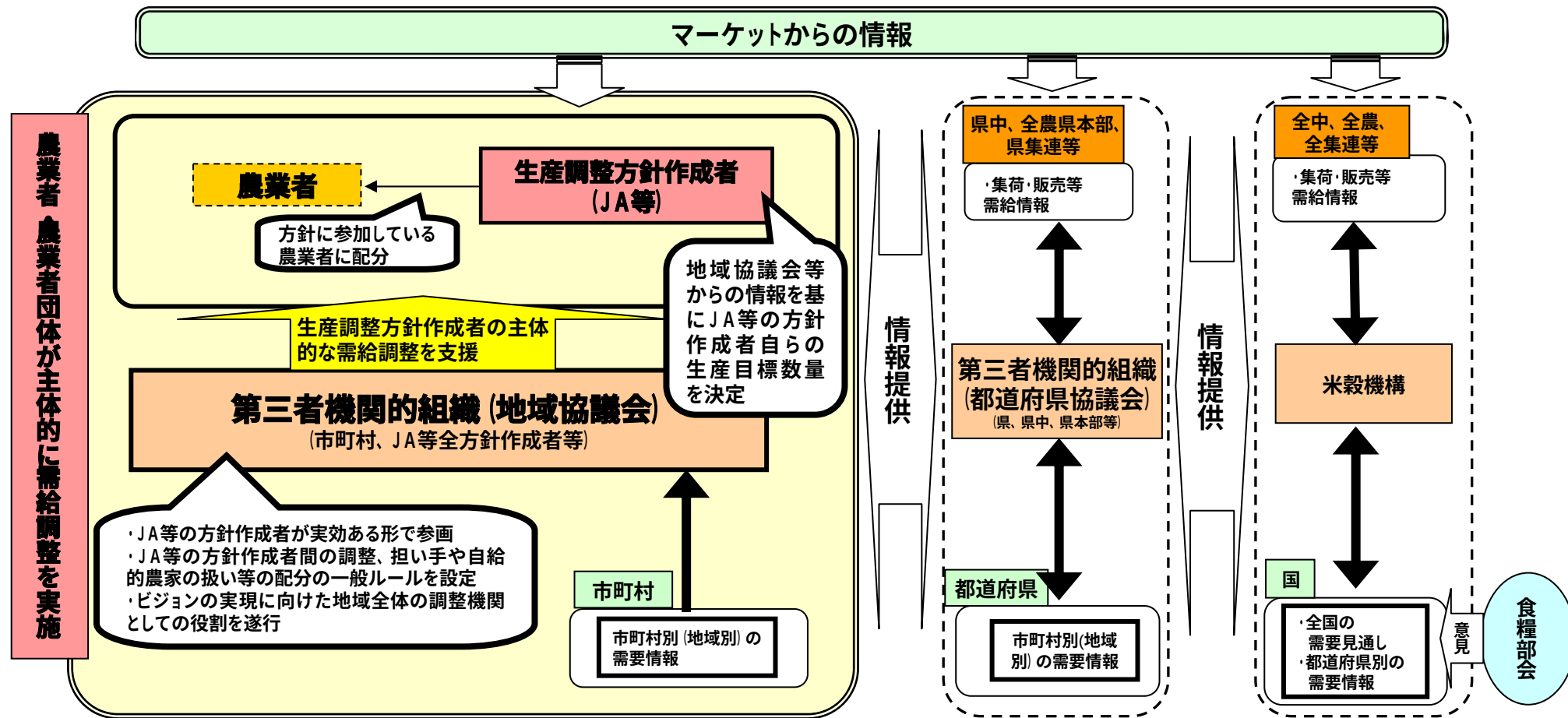
- 米価下落による稲作の収入減に対する支援に使用するか※3
- 産地づくりとして転作部分や担い手育成等の支援に使用するかな等を決定

※1 算定する交付面積については、担い手の育成・増加の見通し等を踏まえ、期間中に漸減するようあらかじめ算定。

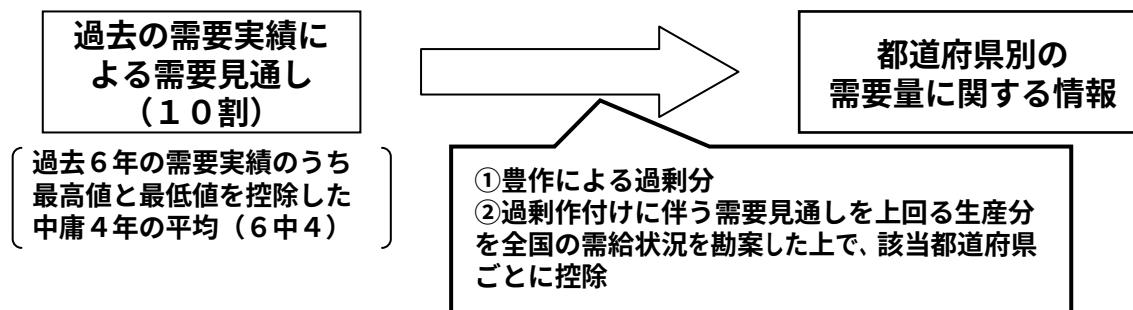
※2 2年以内に担い手への集積に取り組んだ場合の加算。あらかじめ取り決めた上で産地づくり交付金に融通する場合は担い手育成に活用。

※3 生産者への支払は、あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん。（ただし、減収の9割を上限。）

○ 新たな需給調整システムの概要



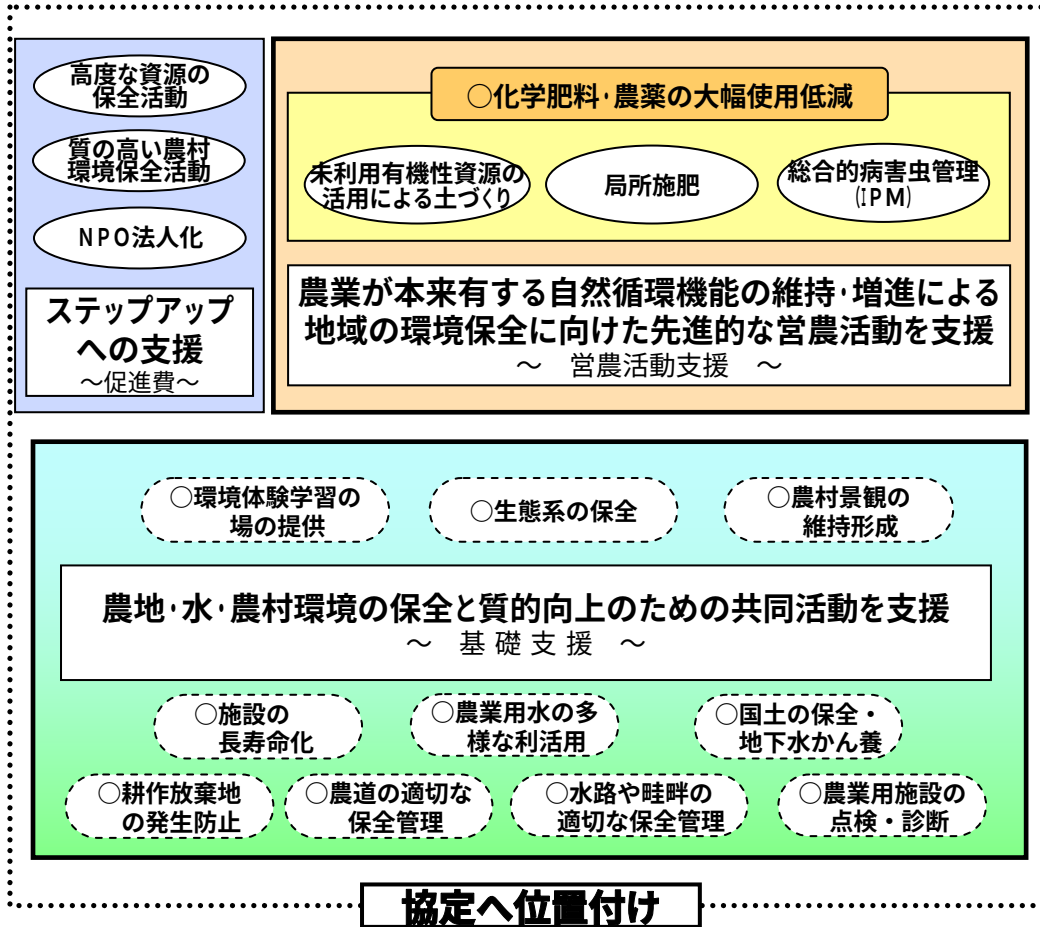
[都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方]



農地・水・環境保全向上対策の概要

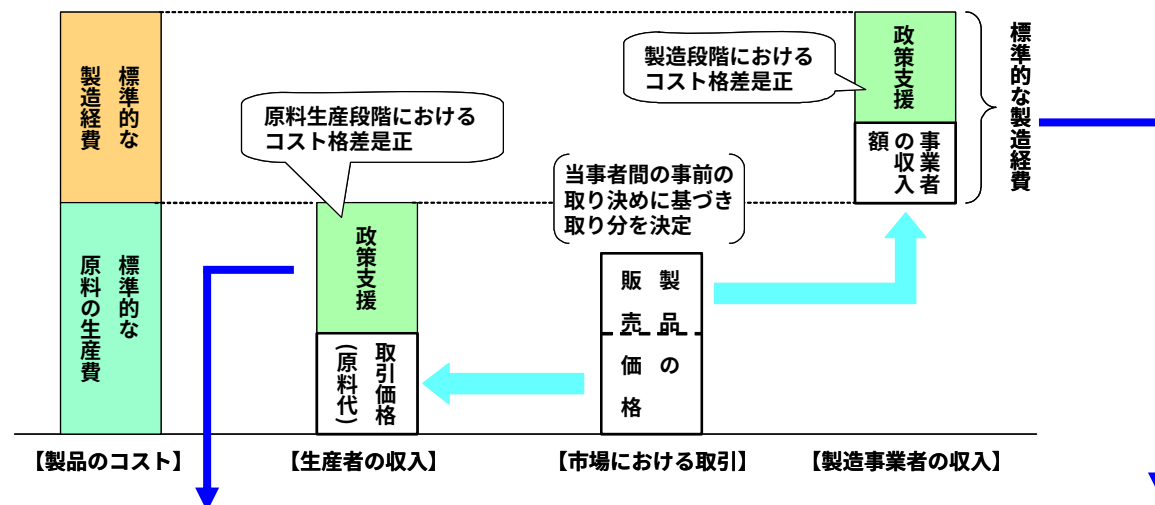
農地・水・環境保全向上対策

－農地・水・環境を将来にわたり良好な状態で保全・質的向上－



19年度以降のさとうきび・でん粉原料用かんしょの経営安定対策の支援水準等について

○ さとうきび・でん粉原料用かんしょに係る品目別政策と製造事業者に対する支援



さとうきび・でん粉原料用かんしょの生産者に対する支援水準

19年産の交付金単価

さとうきび	でん粉原料用かんしょ
16,320円/トン	25,960円/トン

注1： さとうきびの単価は、糖度13.1度以上14.3度以下のものの単価であり、糖度が13.1度に満たないものの単価は糖度0.1度下回るごとに100円/トン进行し引いた額、14.3度を超えるものの単価は糖度0.1度上回るごとに100円/トンを加えた額とする。なお、糖度格差については、今後、品質向上のインセンティブがより働く方向で見直すことを検討するものとする。

注2： でん粉原料用かんしょの単価は、でん粉歩留り等により品種を4つのグループに分類した場合の生産の大宗を占める鹿児島県産でん粉専用品種の属するグループの単価であり、その他の3つのグループの単価は、上記の単価から1,810円/トン、6,110円/トン、10,410円/トンを差し引いた額とする。

注3： 交付金単価は、当面3カ年間固定するものとする。

製造事業者に対する支援水準

1. 19年度国内産糖・国内産いもでん粉の標準的な製造経費

	標準的な製造経費 (実質的な収入水準に相当)	交付金単価
てん菜糖	55,418円/トン	20,821円/トン
甘しゃ糖	86,382円/トン	64,052円/トン
ばれいしょでん粉	24,052円/トン	18,140円/トン
かんしょでん粉	39,937円/トン	31,210円/トン

注1： 交付金単価は、標準的な製造経費から、18年7月時点での製造事業者の収入額（＝国内産製品の販売価格－標準的な原料代）を差し引いて算定した試算値である。

注2： 標準的な製造経費は、20～21年度においては、19年度の製造経費に過去の合理化状況に基づき算定した品目ごとの合理化係数を経過年数に応じて乗じるにより算定。

注3： 甘しゃ糖の国内産糖交付金単価は、島ごとの製造事情の違いを踏まえて措置する。

2. 18年産国内産糖交付金単価・国内産いもでん粉買入基準価格
現行算定ルールに基づき決定

○ 国内産いもでん粉の販路確保

抱合せの廃止に当たっては、国産いもでん粉の販路の確保が重要な課題であることに鑑み、でん粉の需給に関する協議会を設置し、的確な需給見通しを立てるとともに、関税割当制度の適切な運用により、国産いもでん粉の販路の確保に万全を期すものとする。

国産バイオ燃料の導入の支援

ーバイオ燃料地域利用モデル実証事業の創設ー

現状

全国6ヶ所での小規模な実証試験段階にとどまる

北海道十勝地区(規格外小麦等)
山形県新庄市(ソルガム)
大阪府堺市(建築廃材)
岡山県真庭市(製材残材)
沖縄県伊江村(さとうきび糖みつ)
沖縄県宮古市(さとうきび糖みつ)

新たなバイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月31日閣議決定)

- ◎ バイオマス輸送用燃料の利用促進
 - 1 積極的な導入誘導のための環境整備
 - ・ 利用設備導入支援
 - ・ 海外諸国の動向も参考としつつ、多様な手法を検討
 - 2 国産バイオ燃料の利用促進
 - ・ 実用化の実例の創出
 - ・ 原料農産物の安価な調達手法導入
 - ・ 低コスト高効率な生産技術の開発

平成19年度新規要求(100億円程度)

1. 趣旨

食料生産過程の副産物、規格外農産物等を活用して、バイオ燃料の地域利用モデルの整備と技術実証を行う。

2. 事業概要

- ① バイオ燃料製造事業者・供給事業者、農業団体等から成る地域協議会を設置し、コスト、需給等を踏まえて利用可能な原料からバイオ燃料を導入する地域計画を策定。
- ② 地域計画に基づくバイオ燃料製造施設・供給施設の設置に要する経費及び技術実証に要する経費を助成。

○ 実用化の実例を創出

○ バイオ燃料プラントの製造効率を大幅に向上

中長期的には、低コスト高効率生産技術開発の成果も踏まえたバイオ燃料の導入の拡大